

市民相談 Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所・相談番号	事前予約	問合せ
行政相談会 国の行政機関などに関する苦情・要望について対応	6/23(火)	13:30~16:00	保健福祉センター3階 栄養指導室(洋室)	当日15:30までに相談場所へ(先着順)	市民課
年金出張相談(予約制) 厚生年金や国民年金の相談や手続き	7/9(木) 7/23(木)	10:00~15:00	教育文化会館3階 第3研修室	右記へ電話予約 6/10(水)受付開始	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
こころの相談(予約制) こころの健康についてお悩みの人や周囲の人	6/5(金) 6/25(木)	午後	橋本保健所	右記へ電話予約	橋本保健所保健課 ☎42-5440
ひきこもりの相談(予約制) ひきこもりの当事者やその家族(専門の相談員が対応)	月・火・木~土曜日 ※祝日を除く	10:00~18:00 ※受付は17時まで	橋本市役所 河南別館2階	右記へ電話予約	とらいあぐるカンパニオ ☎32-1705
認知症電話相談 認知症やその介護についての電話相談	月~金曜日	13:00~17:00	☎0120-555-294	——	地域包括支援センター ☎32-1957
心配ごと相談所 生活での心配ごと全般	6/1(月)	13:00~16:00	保健福祉センター 2階会議室4	——	社会福祉協議会 ☎33-0294
NPO相談会(予約制) NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	6/10(水) 6/24(水)	10:00~16:00	市民活動サポートセンター	右記へ電話予約	市民活動サポートセンター ☎33-0088
法律相談会(予約制) 弁護士が対応します(先着9人)	6/11(木)	13:00~16:45	高野口地区公民館	直通番号へ電話予約 ☎39-7200 6/4(木)9:00受付開始	消費生活センター
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の契約・取引トラブルなど	①6/2(火) ②6/16(火) ③6/23(火)	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②橋本市消費生活センター ③九度山町役場	——	消費生活センター
多重債務等無料相談会 司法書士による相談	6/13(土)	13:00~16:00	保健福祉センター3階 栄養指導室(洋室)	右記へ電話予約 ※予約者優先	司法書士総合相談センター ☎073-422-4272
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	☎33-8525	——	人権・男女共同推進室
その他の相談(詳しくはお問合せください)					
子育て相談(妊娠期から18歳までの子どもに関する悩みなど)			☎子育て応援課	☎33-0039	
教育相談(子どもの不登校、いじめ、生活上で気になる点など)			☎教育支援センター	☎32-1512	
家庭児童相談(子育ての悩み、児童虐待や不登校など)			☎家庭児童相談室	☎33-2111	
消費生活相談(悪質商法や多重債務に関する悩みなど)			☎消費生活センター	☎33-1227	
耐震相談(耐震診断や耐震改修など)・空き家相談			☎建築住宅課	☎33-1115	

※ 人権相談は、和歌山地方務局橋本支局(☎32-0206)でも随時実施しています。

介護サービス相談

地域包括支援センター ☎0120-555-294 紀和病院在宅介護支援センター ☎33-5000
 ひかり苑在宅介護支援センター ☎37-3000 在宅介護支援センターさくら苑 ☎44-1189

災害情報の入手方法

☎危機管理室 ☎33-6105

戸別受信機

防災はしもとメール

橋本市公式LINE

防災はしもとX



職員採用情報を随時配信中

自治体職員採用
情報サイト
「パブリックコネクト」



☎職員課 ☎33-1193

税

国民健康保険税の見直しについて

【保険年金課】

国民健康保険税の税率は、毎年、県が示す標準保険料率をもとに市が決定します。

国民健康保険税の算定内訳の変更

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分について、それぞれ所得割、均等割、平等割の3つの項目を算出し、年税額を決定していました。本年度から新たに子育て世帯を支援するための「子ども・子育て支援金分」が追加となりますので、次のように算定内訳を変更しました。

税内訳(前年度比)	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
所得割の率	8.7% (-0.5%)	2.8% (-0.4%)	2.5% (-0.2%)	0.3% (新設)
均等割の額	32,100円 (増減なし)	10,300円 (増減なし)	10,200円 (増減なし)	1,200円* (新設)
平等割の額	22,000円 (-200円)	7,100円 (増減なし)	5,300円 (増減なし)	700円 (新設)
1世帯の上限額	67万円 (+1万円)	26万円 (増減なし)	17万円 (増減なし)	3万円 (新設)

※子ども・子育て支援金分の均等割については18歳に達した後、最初の3月31日を迎えた翌日から課税されます。

軽減制度の拡充について

令和8年度の国の税制改正に伴い、均等割と平等割が軽減される世帯の前年分総所得金額などの基準が引き上げられました。

☎保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

納期限のお知らせ

【税務課】

▶ 6月30日(火)

市民税・県民税・森林環境税..... 1期

☎税務課 収納係 ☎33-6109

固定資産税評価業務について

【税務課】

▶ 現地調査に関する業務

固定資産税の評価業務のうち現地調査に関する業務の一部を民間事業者および不動産鑑定士へ委託しています。以下の委託事業者などが、調査のため皆さんのお住まいの周りを訪問し、記録写真を撮影させていただきますことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

●国際航業株式会社

●その他、市が委託契約を行う不動産鑑定士

※委託事業者の調査員および不動産鑑定士は、市が交付する証明書を携帯しています。不審に思うときには、証明書の提示を求めるか、税務課までお問合せください。

▶ 家屋評価に関する業務

新築家屋などの家屋評価に市職員が訪宅します。

※できる限り事前に連絡しますが、所有者が確認できない家屋などがある場合は、直接訪宅させていただきます。

☎税務課 資産税係 ☎33-3706

市税の納期限内の納付にご協力ください

【税務課】

▶ 市税は納期限内に納付しましょう

納期限までに市税を納付しない場合、督促状や催告書が送付され、本税に加えて督促手数料と延滞金を納付していただくこととなります。万が一納付書をなくされた場合は、税務課へご連絡ください。

▶ 滞納を放置しておくと、滞納処分の対象となります
督促や催告で納付を促しても納付しない滞納者に対し、預貯金、給与、動産、不動産などの差押えを行い、延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収します。

▶ 困った時にご相談ください

やむを得ない理由で一時的に市税を納付することが困難な人は、徴収の猶予などをできる場合がありますので、ご相談ください。

☎税務課 収納係 ☎33-6109

個人向け太陽光発電設備等補助金

脱炭素化を図ることを目的として、市内で自宅に太陽光発電設備などを設置する人に対し、補助金を交付します。



◀詳しくはこちら
(市ホームページ)

▶ 対象設備 ※詳しくはホームページをご確認ください。

- 太陽光発電設備および蓄電池(最大110万円)
 - ・太陽光発電設備 10kw未満のもの(上限63万円)
 - ・蓄電池 20kwh以下のもの(上限47万円)
- コージェネレーションシステム(エネファーム)
(上限30万円)

▶ 受付期間(先着順)

11月30日(月)まで

▶ 申込方法

申請書類を下記窓口へ提出

☎生活環境課 環境企画係 ☎33-3702